

# 新庄国道出張所通信

令和7年10月24日

## 特殊車両の指導・取り締まりを行いました

令和7年10月15日(水)、国土交通省山形河川国道事務所では、国道47号長尾トンネル駐車帯において、道路を違法に利用している車両を排除し適正な利用を促進するため、新庄警察署の協力のもと特殊車両(一定の重さ・大きさを超える大型車両)の指導・取り締まりを行いました。

また、合同で以下の指導・取り締まりも行いました。

- ・山形運輸支局⇒(車両の整備不良等の確認) 不法改造をしていないか。
- ・東北総合通信局⇒(不法無線) 自己の運転する車両に免許を受けず不法に無線を設置していないか。
- ・山形県⇒(不正軽油) 軽油引取税を回避する目的で軽油に灯油や重油を混ぜた混合軽油を使用していないか。



### 【特殊車両の取り締まりの目的と概要】

違法に道路を利用している車両の排除、良好な道路利用を目的に、実際に車両の寸法や重量を量ったり、通行許可を得て常に許可証を携帯しているか等を確認し、守られていない場合は指導を行います。

### 【特殊車両の通行手続きが必要な場合】

左記の図に示された寸法や重量の車両諸元が、一般的制限値(最高限度)のどれか一つでも超えるときは特殊車両の通行手続きが必要となります。

\*「特殊車両通行制度」について詳しく知りたい方はQRコードをお読みください。



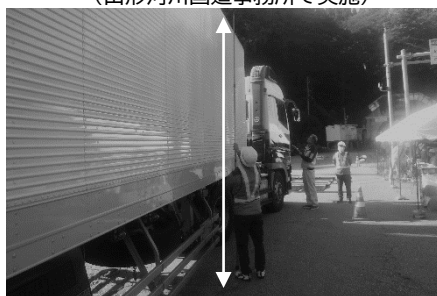
マットスケールで車体の総重量を計測します。(山形河川国道事務所で実施)



車体の長さを計測しています。(山形河川国道事務所で実施)



車体の高さを計測しています。(山形河川国道事務所で実施)



通行許可書の確認をしています。(山形河川国道事務所で実施)



混合軽油でないことを確認します。(山形県で実施)



=結果=

大型車両3台を確認し  
特殊車両違反1台に対して指導を行いました。

※掲載写真の車両は違反車両ではありません。

道路の保全と通行時の危険防止のため、定期的に指導・取り締まりを実施していきます。今後も安全・安心な通行へのご協力をお願いいたします。



国土交通省 山形河川国道事務所 新庄国道維持出張所

〒996-0041 山形県新庄市大字鳥越字舟田608-2  
TEL 0233-22-1581 FAX 0233-22-8396  
ホームページアドレス <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/shiniji/index.html>

